

■特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 36 年羽曳野市条例第 188 号）＜抜粋＞

別表第 1

区分	報酬の額	費用弁償の額
羽曳野市介護認定 審査会委員	審査会への出席 日額 30,000 円 審査会以外の会議等への出席 日額 17,000 円	職員の旅費に関する条例 (昭和 43 年羽曳野市条例第 448 号)に規定する職員の例 による。